平成２２年（フ）第８８２号
大阪府枚方市三栗１丁目６番８号
債務者　戸川　朔幣
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８３号
大阪府枚方市三栗１丁目６番８号
債務者　戸川　弘子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０９号
大阪市平野区加美東２丁目10番22号
債務者　梅野　文男
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１０号
大阪市平野区加美東２丁目10番22号
債務者　梅野　民子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４５号
大阪府門真市浜町18番２号
債務者　西本　　實
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１００８号
大阪市北区天満２丁目１番24―601号
債務者　西岡三和子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０１７号
大阪市浪速区幸町３丁目８番７号
債務者　石川　勝昭
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１１０号
大阪府東大阪市寿町１丁目２番29号
債務者　柴垣　　博
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１５１号
大阪市淀川区十三東１丁目３番13号　ツルギ第２マンション303号
債務者　櫻内　弓子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１５３号
大阪府吹田市千里山東４丁目43番１号
債務者　岡島　芳博
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１５５号
大阪府豊中市新千里西町３丁目１番Ｃ７―301号
債務者　浮田　浩光
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８号
大阪府泉南市樽井８丁目６番６―101号
債務者　中筋　孝子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１９号
大阪府阪南市自然田1636番地の１―Ｅ棟105号
債務者　木下　麻美（旧姓奥）
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２８号
大阪府和泉市上代町685番地の18
債務者　福田　茂行
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８１号
大阪府和泉市光明台３丁目１―９―403、住民票上の住所大阪府堺市南区庭代台２丁10番４―105号
債務者　髙本塗装こと　髙本　俊三
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８３号
大阪府泉大津市助松団地２番42―203号
債務者　城　　欣男（旧姓宮村）
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８４号
大阪府泉大津市助松団地２番42―203号
債務者　城　　久美（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係